

岐阜県都市計画審議会運営規程

平成10年 3月24日制定
平成12年 3月24日一部改正
平成17年12月14日一部改正
平成18年 7月12日一部改正
平成24年12月19日一部改正
平成30年 3月22日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜県都市計画審議会条例（昭和44年岐阜県条例第19号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、岐阜県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の任期等)

第2条 会長の任期は委員の任期とする。

2 会長がその職を辞したときその他会長が欠けたときは、次回の審議会において会長の選挙を行い、これを選任するものとする。

(会議の招集)

第3条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、招集期日の3日前までに議案を添えて日時及び場所を委員及び議事に関係ある臨時委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

2 招集の通知があつた後に、条例第2条第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる者につき任命された委員の改選があつたときは、当該通知は後任の委員についてあつたものとみなすことができる。

3 会長が欠けた場合で条例第4条第3項のあらかじめ指定した委員が指定されていない場合においては、岐阜県都市建築部長が審議会の会議を招集する。

(代理人の出席)

第4条 条例第2条第1項第2号及び第3号に掲げる者につき任命された委員および条例第3条第1項に基づき任命された臨時委員（関係行政機関の職員に限る。）が、事故により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(委員等以外の者の出席)

第5条 会長は、委員及び議事に関係のある臨時委員以外の者に会議の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議の公開)

第6条 審議会の会議は公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）第6条各号に規定する非公開情報に該当する情報を含む案件を審議する場合

二 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる案件を審議する場合

第7条 会長は、会場の広さその他の合理的な理由があるときは、傍聴人の数を制限することができる。

2 会長は、傍聴人が議事の進行を妨げる等の行為をしたときは、その者に退去を命ずることができる。

(議事録の作成)

第8条 審議会の議事については、議事録を作成し、会長及び会長が指名した委員2人がこれに署名するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則（平成12年3月24日）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月14日）
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月12日）
この規程は、平成18年7月12日から施行する。

附 則（平成24年12月19日）
この規程は、平成24年12月19日から施行する。

附 則（平成30年3月22日）
この規程は、平成30年3月22日から施行する。